

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則	岐 阜 県 規 則 第 二 十 九 号
岐 阜 県 廃 棄 物 の 適 正 処 理 等 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	(廃 棄 物 対 策 課)
岐 阜 県 埋 立 て 等 の 規 制 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	(同)

規 則

号 外 (一) 平 成 二 十 六 年 三 月 二 十 七 日

岐 阜 県 廃 棄 物 の 適 正 処 理 等 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 六 年 三 月 二 十 七 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 二 十 九 号

岐 阜 県 廃 棄 物 の 適 正 処 理 等 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 廃 棄 物 の 適 正 処 理 等 に 関 する 条 例 施 行 規 則 (平 成 十 一 年 岐 阜 県 規 則 第 百 二 十 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 十 三 条 及 び 第 十 四 条 を 削 り、 第 十 二 条 の 三 を 第 十 四 条 と し、 第 十 二 条 の 二 を 第 十 三 条 と し、 第 十 二 条 の 次 に 次 の 一 条 を 加 え る。

(小 規 模 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 設 置 等 の 届 出 を 要 し な い 者)

第 十 二 条 の 二 条 例 第 二 十 一 条 第 一 項 及 び 第 二 項 第 一 書 の 規 則 で 定 め る 者 は、 法 第 十 五 条 の 四 の 二 第 一 項、 第 十 五 条 の 四 の 三 第 一 項 又 は 第 十 五 条 の 四 の 四 第 一 項 の 環 境 大 臣 の 認 定 (当 該 認 定 の 変 更 の 認 定 を 含 む) を 受 け る た め 小 規 模 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 を 新 た に 設 置 し よ う と す る 者 又 は 既 存 の 施 設 を 小 規 模 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 と し て 使 用 す る 者 と す る。

附 則

こ の 規 則 は、 平 成 二 十 六 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

岐 阜 県 埋 立 て 等 の 規 制 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る と き は 翌 日)

平 成 二 十 六 年 三 月 二 十 七 日

平成二十六年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係る適用除外）」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第十条第一号」を「第八条第一項第二号」に、「公共的団体」を「もの」に、「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同項第十二号中「として知事の認定を受けた者」を削り、同項に次の一号を加える。

十三 道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備（国又は県から法令に基づく指示、許可又は選定を受けたものに限る。）を行おうとする者

第四条中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第八條第一項第一号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかの措置が講じられているものとする。

一 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十条に規定する方法により実施する同規則第三十九条に規定する措置。ただし、同規則別表第五の一の項中欄中「地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）とあるのは「地下水の水質の測定及び雨水、地下水その他の水の浸入防止措置を講ずること（以下「地下水の水質の測定等」という。）と、同規則第四十条及び別表第六の一の項上欄中「地下水の水質の測定」とあるのは「地下水の水質の測定等」と、同規則別表第六の一の項下欄イ中「当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上」とあるのは「雨水、地下水その他の水の浸入防止措置完了後、一年に四回以上」と、「環境大臣が定める方法により測定する」とあるのは「環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認する」と、同欄ロ中「イの測定の結果を都道府県知事に報告する」とあるのは「環境基準に適合しない土砂等に雨水、地下水その他の水が浸入しない措置をとる」と読み替えるものとする。

二 前号に掲げる措置に準ずるものとして知事が認める措置

第四条に次の一項を加える。

3 条例第八條第一項第三号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八条第一項の許可を受けた一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第九条の第三項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）第二十一条第一項若しくは第二項の規定による届出をした小規模産業廃棄物処理施設において行う埋立て等

二 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山において行う埋立て等

三 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項若しくは第十一条第一項の規定により指定された土地の区域内で同法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置として行う埋立て等、同法第十六条第一項に規定する汚染土壌を同法第十七条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積又は同法第二十二條第一項の許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等

第五条の見出しを「（特定事業の許可の適用除外）」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）」を「廃棄物処理法」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 前条第三項各号に掲げる埋立て等
第五条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十条第一号の規則で定めるものは、前条第二項各号に掲げるものとする。

第六条第一項中「第十一条第一項に規定する」を「第十一条の」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十一条」に改め、「各号」を削り、同項第三号中「構造」の下に「及び土砂等の最大堆積時における構造（当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。）」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除
第九条中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

第十条第一項を削り、同条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び第四項各号」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項

を同条第三項とする。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、搬入した土砂等を搬出するときは、同項の埋立て等施行管理台帳と併せて、埋立て等施行管理台帳（搬出用）（別記第十号様式の二）に、その搬出の日付ごとに帳簿への記載を行わなければならない。

第十四条第二項中「の各号」を削り、同項第七号中「（一）時たいてい積特定事業であつては、土砂等の搬入及び搬出の年間の予定量」を削る。

第十五条第三項中「特定事業が一時たいてい積特定事業である場合であつて」を「特定事業区域に」と、「土壌検査は」を「土壌検査を」と改める。

別表第一六個クロムの項中「方法」の下に「（ただし、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K00170七の七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。」を加え、同表一・一シクロロエチレンの項中「〇・〇ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」と改め、同表六の素の項中「規格三十四・一ロ」を「規格三十四・一若くは三十四・四ロ」と改める。

別表第二第一号及び第二号中「すべり」を「滑り」と改め、同表第三号中「「勾配」を「勾配」に、「礫」を「礫」に改め、同表第六号中「ゆるみ」を「緩み」と改め、同表に備考として次のように加える。

備考 特定事業が施行されている間においては、第五号から第八号までの規定は、適用しない。

別表第三を次のように改める。

別表第三 削除
第一号様式 削除

別記第一号様式を次のように改める。

特定事業に供される土所並びに当該採取場所 定量及び搬入計画	特定事業が施行されて て、特定事業区域以外 該特定事業に供された 飛散又は流出による災 止するための措置
----------------------------------	--

砂等の採取場 からの搬入予	別添のとおり
いる間におい の地域への当 土砂等の崩落、 害の発生を防	別添図面のとおり

特定事業に供される土砂
画
特定事業が施行されてい
て、特定事業区域以外の
該特定事業に供された土
飛散又は流出による災
止するための措置
特定事業の最大堆積時に
事業区域の構造（完了時
積量を超える場合に限り

等の搬入計	別紙のとおり
る間におい 地域への当 砂等の崩落、 の発生を防	別添図面のとおり
おける特定 における堆	

別「前後の構造及び土砂等の最大堆積時における構造（当該土砂等の堆積量が特定事業
の完了時における堆積量を超える場合に限り）」に改め、同表六のロのイのロに改める。

別記第一号様式を「前後の構造」

別紙

土砂等の搬入計画

採取場所・採取場所の事業者の氏名 (法人にあつては、その名称)	予定量 ^{m³}	搬入期間	搬入時間帯	搬入土砂等の区分	備考

注 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

別記第三号様式を次のように改める。
澁川市様式 五号
別記第四号様式圖を次のように改める。

(調)

次に掲げる書類のうち添付してある書類について、印を付すこと。

(その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

- 1 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- 2 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施行の前後の構造及び土砂等の最大堆積時における構造(当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。)が確認できるものに限る。)
- 3 特定事業場の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
- 4 特定事業区域の面積を実測した求積図及び求積表
- 5 特定事業に供される土砂等の予定容量の計算書
- 6 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- 7 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- 8 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 9 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 10 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当しない場合であって、他の法令等の許可を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 11 その他()

岐阜県収入証紙貼り付け欄

関係照会申請書 「申請します」 ☒ 「届けます」 ☑

軽微な変更：氏名(名
在地、現
定事業に
わなないも

称)、住所(所在地)、法人の代表者、現場事務所の所
場事務所の配置計画及び位置、現場責任者の氏名、特
供される土砂等の量(特定事業区域の構造の変更を伴
のに限る。)、搬入計画

軽微な変更：氏名(名
地、特定
名、特定

称)、住所(所在地)、法人の代表者、現場事務所の所在
事業に供する施設の設置計画及び位置、現場責任者の氏
事業に供される土砂等の量、搬入計画

☑ 関係照会

土砂等の1日
(m^3)

関係照会申請書 「(一時的な)搬入」 ☒ 「(一時堆積場)」 ☑

当たりの搬入量 土砂等の1日当たりの搬出量
(m^3)

土砂等の1日当

当たりの搬入量 (m^3)

☑ 「1日当たりの搬出量 (m^3) は、一時的な種特

定書兼の場合のみ」を「欄田については、第10号様式の2に」に改める。
別記第十号様式の次に次の一様式を加える。

別記第十二号様式B 土砂等の搬入実績	搬入実績量：
-----------------------	--------

立方メートル	せ	土砂等の搬入・搬出実績	搬入実績量：
			搬出実績量：

立方メートル 立方メートル	」	」	」
------------------	---	---	---

別記第十二号様式B 土砂等の搬入計画量 及び搬入実績	」	」	搬入計画量：
			搬入実績量：

立方メートル 立方メートル	せ	土砂等の搬入計画量 及び搬入・搬出実績	搬入計画量：
			搬入実績量：
			搬出実績量：

立方メートル 立方メートル 立方メートル	」	」	」
----------------------------	---	---	---

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現行この規則による改正前の別記第十号様式（以下「旧用紙」という。）を使用している場合については、この規則による改正後の別記第十号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十六年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社